

税理士と司法書士による 安心の個別無料相談会を開催

12月1日（日）午前10時より、宇都宮市の栃木県司法書士会館において、税理士と司法書士による相続・贈与の無料相談会を実施します。

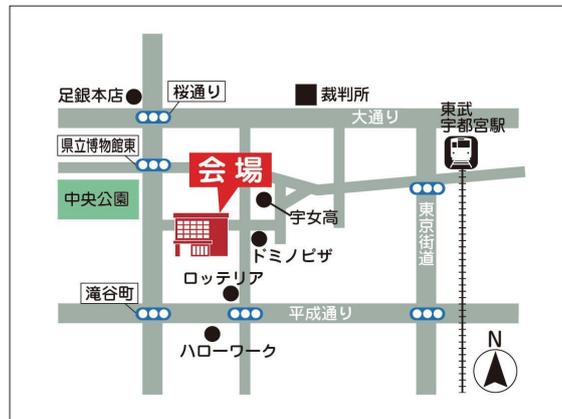
相続法が40年ぶりに大きく変わりました。社会の高齢化に対応したもので、具体的には遺言方式の緩和、配偶者居住権や特別の寄与制度の創設などです。

この改正により、例えば、残された配偶者が安心して安定した生活を過ごせるための方策などが導入されました。自分が亡くなったとき、あるいは家族が亡くなったときに生ずる相続や贈与に関して、皆さまがお持ちの疑問、質問はさまざまです。

- 自分だけで、より手軽にできるようになる遺言ってどんなもの？
- 相続手続きをしないとどうなるのか？
- 相続人は誰なのか？相続税はかかるのか？
- 相続と贈与の違いは何なのか？
- 贈与税はどれくらいかかるのか？

この相談会では税理士と司法書士が同席してアドバイスいたします。プライバシーは厳守されますので、ご安心ください。

ご予約制の相談会になりますので、相談ご希望の方はご予約をお願いいたします。なお、相談時間は30分間です。ご予約・お問い合わせは、下記まで。



「栃木県司法書士会事務局」

宇都宮市幸町1番4号

☎ 028 - 614 - 1122

(土・日曜、祝日を除く午前9:00～午後5:00)